

フ 市条例等

春日井市防災会議条例

昭和 38 年 3 月 30 日条例 13 号

改正 昭和 60 年 3 月 15 日条例第 2 号 平成 10 年 9 月 30 日条例第 33 号

平成 11 年 12 月 20 日条例第 44 号 平成 20 年 3 月 31 日条例第 6 号

令和 4 年 3 月 18 日条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、春日井市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(平 11 条例 44・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 春日井市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 春日井市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(平 20 条例 6・一部改正)

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 50 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
- (2) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
- (3) 市の教育委員会の教育長
- (4) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
- (5) 市長が特に必要と認めて任命する者

(昭 60 条例 2・平 10 条例 33・平 20 条例 6・一部改正)

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるときは、議事の内容に応じ、委員に書面を送付し、又は電磁的記録（春日井市情報公開条例（平成12年春日井市条例第40号）第2条第2号に規定する電磁的記録をいう。）を送信して賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第2項中「出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない」とあるのは「が賛否を表明しなければ成立しない」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「賛否を表明した委員」と読み替えるものとする。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年条例第44号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第6号）

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(春日井市水防協議会条例の廃止)

2 春日井市水防協議会条例(昭和57年春日井市条例第12号)は、廃止する。

附 則（令和4年条例第8号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市防災会議条例（昭和 38 年春日井市条例第 13 号。以下「条例」という。）第 6 条の規定に基づき、春日井市防災会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長代理)

第2条 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。

(委員の代理)

第3条 委員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し、会長に届け出ておかななくてはならない。

(異動の報告)

第4条 条例第 3 条第 5 項第 1 号及び第 3 号から第 5 号までの委員に異動等があった場合は、その役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の招集)

第5条 会議の招集の通知には、日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議録)

第6条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 会議に附した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第7条 会長は、会議が処理すべき事項のうち、次に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整に関すること。
- (3) 関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の聴取その他必要な協力を求めること。
- (4) 市の防災計画の修正についての意見に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。

(事務局)

第8条 会議の事務を処理させるため、事務局を総務部市民安全課におく。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月27日から施行する。

春日井市災害対策本部条例

昭和 38 年 3 月 30 日条例第 14 号

改正 平成 8 年 3 月 29 日条例第 2 号 平成 24 年 9 月 28 日条例第 30 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、春日井市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(平 8 条例 2 ・ 平 24 条例 30 ・ 一部改正)

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(平 8 条例 2 ・ 追加)

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(平 8 条例 2 ・ 旧第 4 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 30 号）

この条例は、公布の日から施行する。

災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当に関する条例

昭和 38 年 3 月 30 日条例第 16 号

改正 昭和 57 年 3 月 31 日条例第 4 号 平成 7 年 7 月 7 日条例第 20 号

平成 16 年 12 月 16 日条例第 39 号

(題名改称) 平成 25 年 7 月 8 日条例第 16 号

改正 平成 26 年 3 月 14 日条例第 1 号

改正 令和 5 年 12 月 25 日条例第 34 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 32 条第 1 項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 154 条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 26 条の 8 において準用する場合を含む。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）第 56 条第 1 項に規定する災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員、国民の保護のための措置の実施のため派遣された職員、特定新型インフルエンザ等対策の実施のため派遣された職員及び復興計画の作成等のため派遣された職員（以下「派遣職員」という。）に対する災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当（以下「災害派遣手当等」という。）に関する事項を定めるものとする。

(平 16 条例 39・平 25 条例 16・平 26 条例 1・一部改正)

(災害派遣手当等の額)

第 2 条 災害派遣手当等の額は、派遣職員が春日井市内に滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額とする。

(平 16 条例 39・全改)

(支給方法)

第 3 条 災害派遣手当等の支給方法は、春日井市職員に支給される諸手当の例による。

(平 16 条例 39・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 57 年条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 16 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第34号)
この条例は、公布の日から施行する。

別表（第2条関係）

（昭57条例4・全改、平7条例20・一部改正）

施設の利用区分	春日井市内に滞在する期間	30 日以内の期 間	30 日を超え 60 日以内の期間	60 日を超える 期間
公共の施設又はこれに準ずる施設（1 日につ き）		3,970 円	3,970 円	3,970 円
その他の施設（1 日につき）		6,620	5,870	5,140

春日井市災害見舞金等支給条例

昭和 48 年 3 月 31 日条例 16 号

改正 昭和 49 年 3 月 30 日条例第 17 号 昭和 54 年 3 月 24 日条例第 9 号

平成 3 年 9 月 30 日条例第 25 号 平成 15 年 3 月 20 日条例第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、被災者に対する災害見舞金及び被災者の葬祭を行う者に対する弔慰金の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「災害」とは、地震、落雷、風水害等の自然災害、火災その他市長が必要と認める不慮の事故をいう。

2 この条例において「被災者」とは、災害を受けた者をいう。

(平 15 条例 15・一部改正)

(支給要件)

第 3 条 市は、市内に住所を有する者が、災害により次の各号の一に該当するときは、災害見舞金または弔慰金（以下「災害見舞金等」という。）を支給するものとする。

- (1) 死亡し、または死亡したと推定されたとき。
- (2) 自己の居住の用に供する住宅が、全焼、全壊若しくは流出したとき。
- (3) 自己の居住の用に供する住宅が、半焼もしくは半壊したとき。
- (4) 浸水が自己の居住の用に供する住宅の床上以上に達したとき、または自己の居住の用に供する住宅が土砂、竹木等の堆積のため一時的に居住できなくなったとき。

2 前項第 2 号、第 3 号および第 4 号に掲げる被害程度の判定基準は、規則で定める。

(災害見舞金等の額)

第 4 条 災害見舞金等の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- | | |
|-------------------------|----------|
| (1) 前条第 1 項第 1 号に該当するとき | 50,000 円 |
| (2) 前条第 1 項第 2 号に該当するとき | 50,000 円 |
| (3) 前条第 1 項第 3 号に該当するとき | 30,000 円 |
| (4) 前条第 1 項第 4 号に該当するとき | 15,000 円 |

(昭 49 条例 17・昭 54 条例 9・平 3 条例 25・一部改正)

(届出)

第 5 条 災害見舞金等の支給を受けようとするときは、被災者または被災者の葬祭を行う者が、災害を受けた日から 15 日以内に被害状況を市長に届け出なければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(支給の制限)

第 6 条 市長は、災害が被災者の故意もしくは重大な過失によるものである場合または災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助を受けた場合には災害見舞金等の全部または一部を支給しないことができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 49 年条例第 17 号）

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年条例第 9 号）

- 1 この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市災害見舞金等支給条例の規定は、昭和 54 年 4 月 1 日以後に生じた災害に係る災害見舞金等から適用し、同日前に生じた災害に係る災害見舞金等については、なお従前の例による。

附 則（平成 3 年条例第 25 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市災害見舞金等支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 3 年 9 月 19 日から適用する。
- 2 改正後の条例の規定は、平成 3 年 9 月 19 日以後に生じた災害に係る災害見舞金等から適用し、同日前に生じた災害に係る災害見舞金等については、なお、従前の例による。

附 則（平成 15 年条例第 15 号）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の春日井市災害見舞金等支給条例の規定は、平成 15 年 4 月 1 日以後に生じた災害に係る災害見舞金等について適用し、同日前に生じた災害に係る災害見舞金等については、なお従前の例による。

春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和 49 年 3 月 30 日条例 16 号

改正 昭和 50 年 3 月 31 日条例第 16 号 昭和 52 年 3 月 30 日条例第 3 号
昭和 53 年 6 月 30 日条例第 23 号 昭和 56 年 7 月 9 日条例第 21 号
昭和 57 年 12 月 20 日条例第 46 号 昭和 62 年 3 月 25 日条例第 3 号
〔題名改称〕 平成 3 年 12 月 18 日条例第 31 号

改正 平成 23 年 12 月 20 日条例第 21 号 平成 31 年 3 月 22 日条例第 8 号
令和元年 10 月 3 日条例第 33 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(昭 57 条例 46・一部改正)

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、令第 1 条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(昭 57 条例 46・一部改正)

(災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

- (3) 死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡者の兄弟姉妹（死亡者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）があるときは、その者
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項第1号の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(昭50条例16・平23条例21・一部改正)

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(昭50条例16・全改、昭52条例3・昭53条例23・昭56条例21・昭57条例46・平3条例31・一部改正)

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいわせられた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(昭57条例46・追加)

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障

害者」という。) に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(昭 57 条例 46・追加)

(災害障害見舞金の額)

第 10 条 障害者 1 人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては 2,500,000 円とし、その他の場合にあっては 1,250,000 円とする。

(昭 57 条例 46・追加、平 3 条例 31・一部改正)

(準用規定)

第 11 条 第 7 条及び第 8 条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(昭 57 条例 46、追加)

第 4 章 災害援護資金の貸付け

(昭 57 条例 46、旧第 3 章繰下)

(災害援護資金の貸付け)

第 12 条 市は、令第 3 条に掲げる災害により、法第 10 条第 1 項各号に掲げる災害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第 10 条第 1 項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(昭 57 条例 46・旧第 9 条繰下・一部改正)

(災害援護資金の限度額等)

第 13 条 災害援護資金の 1 災害における 1 世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財について被害金額がその家財の価額のおおむね 3 分の 1 以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000 円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000 円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000 円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000 円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000 円

ウ 住居が全壊した場合 2,500,000 円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 3,500,000 円

(3) 第 1 号ウ又は前号イ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、措置期間はそのうち 3 年とする。

(昭 50 条例 16・昭 52 条例 3・昭 53 条例 23・昭 56 条例 21・一部改正、昭 57 条例 46・旧第 10 条繰下、昭 62 条例 3・平 3 条例 31・一部改正)

(措置期間の特例)

第 14 条 市長は、災害援護資金の貸付対象世帯が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、前条第 2 項に規定する措置期間を 5 年とすることができる。

- (1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前 1 年以内に法第 10 条第 1 項の被害（自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。）を受けた場合
- (2) 当該災害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）第 7 条に規定する障害者となった場合
- (3) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に定める保護を受けている世帯又は当該被害を受けた日の属する年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯が被災した場合
- (4) 当該災害により住居が全壊した場合

(昭 56 条例 21・追加、昭 57 条例 46・旧第 10 条の 2 繰下・一部改正)

(保証人及び利率)

第 15 条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1 パーセントとする。

3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(昭 57 条例 46・旧第 11 条繰下、平 31 条例 8・一部改正)

(償還等)

第 16 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(昭 57 条例 46・旧第 12 条繰下・平 31 条例 8・一部改正・令元条例 33・一部改正)

(規則への委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(昭 57 条例 46・旧第 13 条繰下)

附 則

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 50 年条例第 16 号）

この条例は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 52 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の春日井市災害弔慰金の支

給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和53年条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和56年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条第1項及び第10条の2の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和57年条例第46号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例第9条から第11条までの規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和62年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成3年条例第31号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日井市災害弔慰金の支給等に関する条例（以下「新条例」という。）第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第13条第1項の規定は同年9月19日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成23年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成31年条例第8号）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第15条及び第16条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年条例第 33 号）
この条例は、公布の日から施行する。

春日井市被災者生活再建支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）による支援の対象とならない世帯に対する春日井市被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、竜巻、落雷その他の異常な自然現象により市内において生じる被害をいう。
- (2) 被災世帯 被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第1条各号の規定に該当しない自然災害により被害を受けた世帯をいう。
- (3) 基礎支援金 住宅の被害の程度に応じて支給される支援金をいう。
- (4) 加算支援金 住宅の再建方法に応じて支給される支援金をいう。

(支援金の支給)

第3条 市長は、次の各号に掲げる被災世帯の世帯主（以下「支援対象者」という。）に、別表に掲げる支援金を支給するものとする。

- (1) 全壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯）
 - (2) 半壊解体・敷地被害解体世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯）
 - (3) 長期避難世帯（当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯）
 - (4) 大規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第3号で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前2号に掲げる世帯を除く。））
 - (5) 中規模半壊世帯（当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（前3号に掲げる世帯を除く。））
- 2 加算支援金の支給は、市内で住宅の再建を行う場合に限るものとする。
 - 3 支援金の支給は、口座振込によるものとする。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする支援対象者は、春日井市被災者生活再建支援金支給申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票等世帯が居住する住宅の所在地及び世帯の構成が確認できる市が発行する証明書の写し
- (2) 住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊の被害を受けたことが確認できる市が交付する罹災証明書の写し
- (3) 半壊解体・敷地被害解体世帯が申請するときは、住宅に半壊の被害又は住宅の敷地に被害を受け、当該住宅をやむを得ず解体したことが確認できる証明書の写し
- (4) 半壊解体・敷地被害解体世帯のうち住宅の敷地に被害を受けたものが申請するときは、宅地の危険度判定結果、敷地の修復工事の契約書等住宅の敷地に被害を受けたことが確認できる証明書の写し
- (5) 長期避難世帯が申請するときは、当該世帯に該当する旨の市が発行する証明書の写し
- (6) 加算支援金の支給を申請するときは、住宅を建設、購入、補修又は賃貸借したことを示す、支援対象者又は支援対象者と同一世帯に属する者が契約者となっている契約書等の写し及び資金計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期間)

第5条 前条の規定による申請を行うことができる期間は、当該支援金の支給に係る自然災害が発生した日から起算して、基礎支援金にあつては13月を経過する日まで、加算支援金にあつては37月を経過する日までとする。ただし、市長は、被災地における危険な状況の継続その他やむを得ない事情により、当該期間内に支援対象者が支援金の支給申請をすることができないと認める場合は、当該期間を延長することができる。

(支給決定等の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による支援金の申請があつた場合は、支援金の支給の適否を審査し、支援金を支給すべきものと決定したときは春日井市被災者生活再建支援金支給決定通知書（第2号様式）により、支給しないことを決定したときは春日井市被災者生活再建支援金支給却下決定通知書（第3号様式）により、申請者に速やかに通知するものとする。

(状況報告)

第7条 支援対象者は、第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を完了したことが分かる書類を、春日井市被災者生活再建支援金再建状況報告書（第4号様式）により再建後速やかに市長に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第8条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第4条各号に規定する申請に必要な書類の内容が変更になったとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により支援金の支給の決定又は支給を受けたとき。

- (3) 第4条の規定による申請内容どおりに住宅の再建を実施しなかったとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が当該支給決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、支給決定の全部又は一部を取り消した場合は、春日井市被災者生活再建支援金支給決定取消通知書（第5号様式）により支援対象者に通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、当該支給取消しに係る部分について既に支援金が支給されているときは、春日井市被災者生活再建支援金返還請求書（第6号様式）により、支援対象者にその返還を請求するものとする。

（雑則）

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に生じた自然災害に係る支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月28日から施行する。
- 2 改正後の春日井市被災者生活再建支援金支給要綱の規定は、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主について適用し、同日前に発生した自然災害により当該被災世帯となった世帯の世帯主については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 改正後の春日井市被災者生活再建支援金支給要綱第8条の規定は、施行の日以後に発生した自然災害に係る支援金の支給決定について適用し、同日前に発生した自然災害に係る支援金の支給決定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年9月24日から施行する。

別表

(1世帯につき(単位:万円))

区分	基礎支援金		加算支援金		合計
	住宅の被害の程度	支給額	住宅の再建方法	支給額	
複数世帯	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯	全壊 半壊解体・敷地被害解体 長期避難	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊	—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

(注)

- 1 複数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が2以上である被災世帯をいう。
- 2 単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が1である被災世帯をいう。
- 3 加算支援金のうち、2以上に該当するときの支援金の額は、最も高いものとする。
- 4 賃借には、公営住宅法（昭和26年法律第193号）第2条第2号に規定する公営住宅の賃借を含めない。

春日井市消防補助員の設置等に関する規則

昭和44年3月31日規則第11号

改正 平成7年3月31日規則第6号 平成18年9月29日規則第69号

平成20年8月28日規則第36号 平成24年8月24日規則第39号

平成26年3月14日規則第19号 令和5年10月5日規則第28号

(目的)

第1条 この規則は、職員が公共施設の防護ならびに市内における水火災、地震および台風等の非常事態（以下「非常事態」という。）の発生に際して、安全、かつ、効果的な防災活動ができるよう職員に対する防災上必要な教育、訓練および消防補助員の設置について必要な事項を定め、本市防災体制の万全を期することを目的とする。

(研修)

第2条 市長は、職員に防災上必要な知識及び技能を修得させるための研修（以下「研修」という。）を行うものとする。

(受講対象者)

第3条 前条の研修を受けることができる者は、年齢18歳以上35歳未満の者のうちから市長が指定するものとする。

(研修の委任)

第4条 研修は、これを消防長に委任することができる。

(研修の計画)

第5条 消防長は、前条の規定により研修を行う場合には、あらかじめ必要な教育及び訓練の計画を立て、これに基づいて実施しなければならない。

2 研修の期間は、1研修について引き続き2週間以内とする。

3 研修期間中における研修時間は、特別の場合を除き、春日井市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年春日井市規則第6号）に定めるところによる。

(研修の取り消し等)

第6条 研修を命ぜられた職員が、心身の故障その他やむをえない事由により研修に参加できない旨を申し出た場合または研修期間中にこれらの事由があると認められる場合には、市長はその命令を取り消し、または猶予することができる。

(消防補助員の設置)

第7条 市に消防補助員を置く。

2 消防補助員は、非常事態等発生の場合において市長が必要と認めたときに、消防機関、水防機関等に協力して防災活動に従事するものとする。

(任命)

第8条 市長は、研修を受けた者のうち、必要と認めるものを消防補助員に任命する。

(定員)

第9条 消防補助員の定員は、230人以内とする。

2 消防補助員に任命された者は、消防補助員名簿に登録する。

(解任)

第10条 市長は、消防補助員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その任を解くこととする。

- (1) 心身の故障により、任務の遂行が困難と判断される場合
 - (2) 定員を超える場合
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が認める場合
- (出動)

第11条 市長は、次の各号に掲げる場合において出動の必要があると認めるときは、消防補助員の全部または一部の出動を命ずることができる。

- (1) 大火災の発生したとき
 - (2) 天災地変その他災害において人命または財産の保護の必要があるとき
 - (3) 災害対策本部が設けられたとき
 - (4) その他特命があったとき
- (出動待機)

第12条 市長は、前条の規定により出動命令を発することが予測される場合は、これに対処するため消防補助員の全員または一部に対し出動待機命令を発することができる。

(解除)

第13条 市長は、消防補助員を出動させ、または待機させた場合にその任務が終了したときは、すみやかに解除命令を発しなければならない。

(指揮権限)

第14条 市長は、消防補助員の任務を遂行させるにあたり、その指揮権限を消防長に委任することができる。

(制服の着用)

第15条 消防補助員および研修期間中の職員は別に定めるところにより制服を着用しなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか市長の指示があったときは、制服を着用することができる。
- (表彰)

第16条 市長は、第11条に規定する出動に際し、その功労顕著な者またはその他模範として推奨すべき功績のあった者を表彰することができる。

附 則

この規則は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第6号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第69号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年規則第19号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、春日井市地域防災計画に基づく災害対策に係る行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する春日井市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）その他の関係法規に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 基地局 陸上移動局と通信を行うため陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (3) 移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (4) 無線設備 無線電話その他の電波を送り又は受けるための電氣的設備をいう。
- (5) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受けた者をいう。

第2章 管理

(無線局の構成)

第3条 無線局の構成は、別図のとおりとする。

(無線管理者)

第4条 無線局の適正な管理運営を図るため、無線管理者を置く。

- (1) 無線管理部課は、総務部市民安全課とする。
- (2) 無線管理者は、市民安全課長とする。
- (3) 無線管理者は、当該無線局の事務を掌握する。

(無線従事者の任務)

第5条 無線局に無線従事者の資格を有する通信主任者及び通信担当者を置く。

- (1) 通信主任者は、無線管理者の命を受け、電波法の運用規則に従って無線局の適正な運用管理に努めるものとする。
- (2) 通信担当者は、無線管理者の命を受け、通信操作及び無線設備の維持並びに日誌の記載を行うものとする。
- (3) 業務日誌は、無線管理者の決裁を受けるものとする。

(無線従事者の配置)

第6条 無線管理者は、常に無線従事者の適正な配置に留意するとともに適時有資格者の確保に努めなければならない。

(備付書類)

第7条 無線管理者は、次に掲げる書類のほか無線管理に必要と認める書類を備え付け

なければならない。

- (1) 無線局免許状（無線局のある部屋の見やすい場所に掲示すること。）
- (2) 無線検査簿
- (3) 無線局申請書（届）の副本
- (4) 電波法令集
- (5) 業務日誌
- (6) 日誌抄録
- (7) 無線従事者の選、解任届の写
- (8) 免許証票（無線機の見やすい所に掲示すること。）

（無線局の試験通話及び点検）

第8条 無線管理者は、無線局の試験通話を毎日1回以上、点検を月1回以上行うものとする。

第3章 運用

（無線局の運用）

第9条 無線局の運用は、電波法及び無線局運用管理規程に基づくほか、無線管理者の定めるところによる。

（運用時間）

第10条 無線局の運用は、原則として基地局は常時、移動局は随時とする。

（運用方法）

第11条 無線局の運用に当たっては、特に次の事項に注意し、法令に基づいて適正な操作を行うものとする。

- (1) 無線局の使用開始に当たって混信を避けるため、他局の通信を聴取し、混信を与えないことを確かめること。ただし、非常通信等緊急を要する通信についてはこの限りでない。
- (2) 通信は、簡易な用語を使用すること。
- (3) 送信の誤りは、直ちに訂正すること。
- (4) 1回の通話が5分を超えないようにすること。

（災害時における通信態勢）

第12条 無線管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、通信の確保に必要な措置をとらなければならない。

- (1) 県下に気象、地象、水象に関する注意報が発令されたとき。
- (2) 前号の警報が発令されたとき。
- (3) 大地震に関する警戒宣言が発せられたとき。
- (4) その他状況により市長が警戒態勢を命じたとき。

2 無線管理者は、非常災害時における通信を確保するため、あらかじめ無線従事者等の動員計画、非常招集計画等を整備しておかななければならない。

3 無線管理者は、非常事態の発生に備え、常に無線設備の稼働状況を把握するとともに、あらかじめ非常用予備電源等の整備に努めなければならない。

（通信の範囲）

第13条 無線局通信範囲は、次に定めるところによる。

- (1) 災害情報及び災害についての予報、警報、並びに災害発生のおそれがあるもの
- (2) 行政事務又は市が行う各種行事の連絡及び協力に関するもの
- (3) その他市長が必要と認める事項に関するもの。

(通信の種類)

第14条 通信の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 非常通信 地震・台風・洪水・雪害・暴動その他非常の事態が発生し、又は発生のおそれがある場合において、有線通信を利用することが著しく困難であるときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- (2) 緊急通信 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は財産の保護及び国土の保全のために行う通信並びに平常時において早急に連絡しなければ時機を逸し、効果が消滅すると判断される通信をいう。
- (3) 一斉通信 同一事項について2以上の相手方と同時に行う通信をいう。
- (4) 試験通信 無線設備の保守点検等のために試験的に行う通信をいう。
- (5) 普通通信 前各号以外の通信をいう。

(通信の優先順位)

第15条 通信の取扱順位は、次のとおりとする。

第1順位 非常通信

第2順位 緊急通信

第3順位 一斉通信

第4順位 その他の通信

(通信統制)

第16条 無線管理者は、災害その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは普通通信を制限し、必要な措置をとることができる。

第4章 雑則

(定期点検)

第17条 無線管理者は、無線局の正常な機能の維持に努めるとともに、年2回以上外部委託により無線設備の点検及び整備を行わなければならない。

(通信訓練)

第18条 無線管理者は、無線局の効率的運用を図るため、定期的に所属職員に対し取扱要領について研修を行うとともに四半期について1回以上通信訓練を実施しなければならない。

(無線従事者の選解任)

第19条 無線管理者は、無線従事者が異動した場合は、遅滞なく無線従事者選解任届を東海総合通信局長に提出しなければならない。

(業務日誌)

第20条 各制御装置に備え付ける業務日誌は、月1回以上無線管理者に報告し、検閲を受けるものとする。

(日誌抄録)

第21条 無線管理者は、毎年1月から12月までの1年分の業務日誌をまとめた日誌抄

録を翌年1月に東海総合通信局長に提出しなければならない。

(実施に関する事項)

第22条 この規程の実施に関し、必要な事項は無線管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則

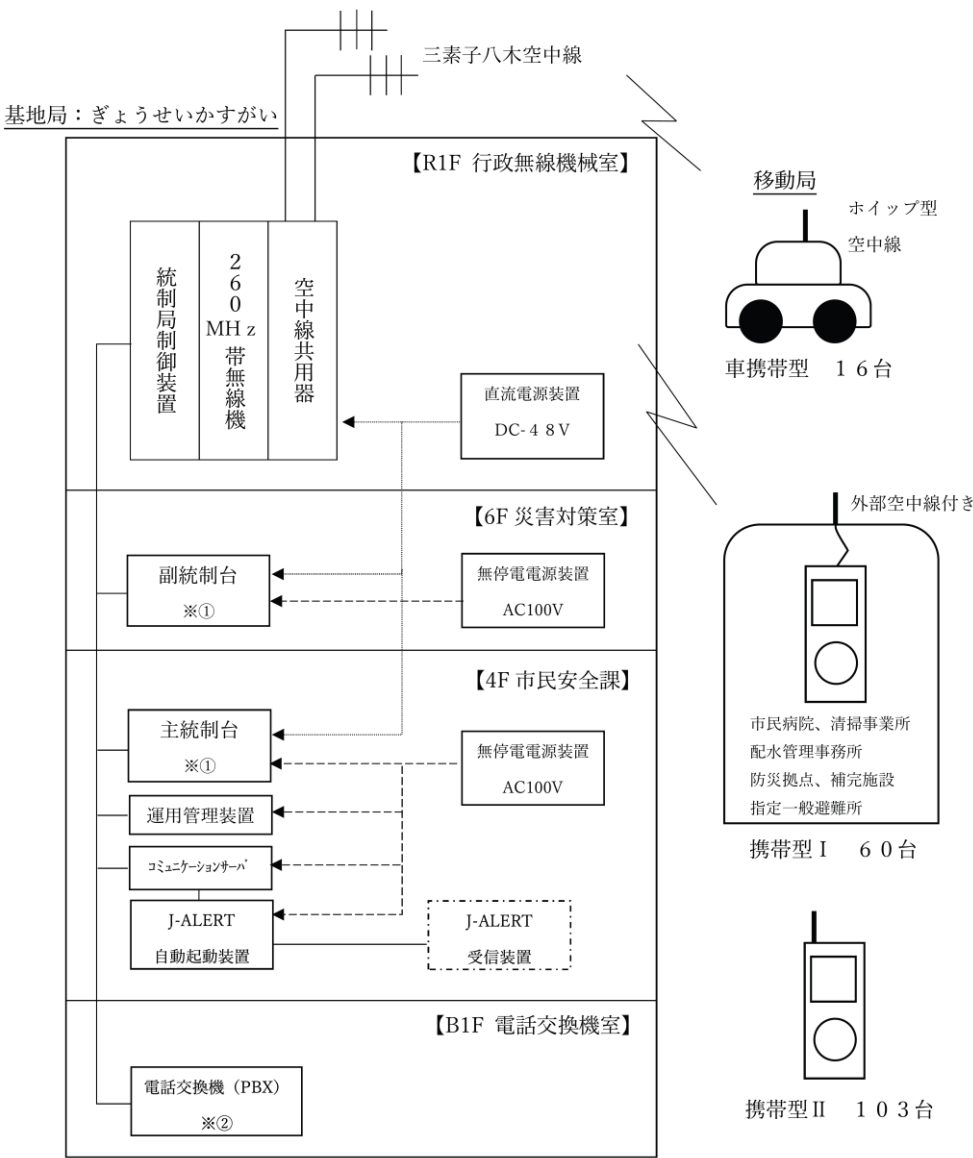
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別図

システム構成図



※① 正・副統制台は、切り替えて運用可能
※② 電話交換機に接続している内線電話機との通信が可能

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市防災行政無線局運用管理規程に基づき、無線通信の運用方法及び無線局の維持管理の方法について必要な事項を定める。

(無線局の種類)

第2条 この要綱に定める無線局の種類は、移動無線とする。

(無線局使用上の原則)

第3条 この無線局を使用する者は、次のことに留意しなければならない。

- (1) 電波法を遵守するとともに、無線管理者の指示に従わなければならない。
- (2) 市における防災及び行政に関する通信以外の通信を行ってはならない。ただし、電波法(昭和25年法律第131号)第52条に掲げる緊急通信、非常通信等を行う必要がある場合はこの限りでない。
- (3) 通信にあたっては、できるだけ簡潔、明瞭に行うよう心がけるとともに粗暴又は下品にわたる用語等を使用してはならない。

(移動無線の通信方法)

第4条 移動無線による通信は、次の方法によるものとする。

(1) 通話の方法

通話は次の方法により行う。

ア 通話の送信は、無線用マイクロホン又は制御器の送信ボタンを押して行う。

イ 連絡設定時には「呼出名称」を使用する。

ウ 通話はすべて片通話方式で行う。

(2) 呼出、応答の要領

呼出、応答の要領は原則として次に掲げる用語を順次送信して行うものとする。

ア 呼出の場合	(ア)	相手局の呼出名称	3回以下
	(イ)	こちらは	1回
	(ウ)	自局の呼出名称	3回以下
	(エ)	どうぞ	1回
イ 応答の場合	(ア)	相手局の呼出名称	3回以下
	(イ)	こちらは	1回
	(ウ)	自局の呼出名称	1回
	(エ)	感度良好(又は、感度不良でメリット2、試験電波を送ってください)	1回
	(オ)	どうぞ	1回

(3) 感度等の表現

感度又は明瞭度の表現は、できるだけ次のメリット法を使用しなければならない。

「メリット1」 雑音が多く(又は音声小さく)ほとんど聞きとれない。

(実用不可)

「メリット2」 雑音が大きいが(又は音声小さいが)微かに聞きとれる。

(実用不可と解すること)

「メリット3」 かなり雑音が入るが(又は多少音声小さいが)大体聞きとれる。

「メリット4」 多少雑音が混じるが、支障なく聞き取れる。

「メリット5」 雑音等全く無く、極めて良好に聞きとれる。

(4) 移動局の運用

ア 移動局は、業務等のため出勤した場合においては、運行開始後速やかに無線を開局し、その後も特別な理由のない限り開局を続けるとともに、基地局に対し現在地報告等の通話を行うなどして、常に通信可能な状態を維持しているよう努めなければならない。

イ 移動局が無線を閉局しようとするときは、その旨を基地局へ報告しなければならない。

(試験電波発射の方法)

第5条 無線局が試験電波を発射するときは、原則として次の用語及び方法によらなければならない。

(1) ただいま試験中 3回

(2) こちらは 1回

(3) 自局の呼出名称 3回

1分間聴取を行い、他の無線から停止の要求がない場合に限り、次の事項を送信する。

(4) 「本日は晴天なり」の連続

(5) 局の呼出名称 1回

2 電波発射中の注意

「本日は晴天なり」の連続及び自局の呼出名称の送信は、必要ある場合を除き10秒間を超えてはならない。

(機器等の日常点検)

第6条 通信担当者は、日常次に掲げる事項を励行し、適正無線局の運用を維持するよう努めなければならない。

(1) 無線機は、毎日1回試験通信を行い、動作状態を確かめること。

(2) 機器周辺の防水、防塵に留意し、毎月1回の無線機の点検及び清掃を行うこと。

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

春日井市罹災証明書等交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市内で発生した罹災の証明書の交付について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号の災害（火災を除く。）をいう。
- (2) 罹災 災害によって生じた被害をいう。
- (3) 住家 災害の被害認定基準について（令和3年府政防第670号。以下「被害認定基準」という。）に定める住家をいう。

(罹災証明書等)

第3条 証明書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 罹災証明書 法第90条の2第1項の規定に基づき、住家の被害の程度を証明するため、市長が交付するもの
- (2) 罹災届出証明書 住家、住家以外の不動産又は動産について、罹災状況の届け出があった事実を証明するため、市長が交付するもの

2 前項各号の証明書（以下「罹災証明書等」という。）において、罹災による被害額は、証明しないものとする。

(交付申請等)

第4条 罹災証明書等の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、罹災証明書等交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 申請者が罹災届出証明書の交付を申請する場合又は自己による判定により、住家の被害の程度を内閣府が定める災害に係る住家被害認定基準運用指針（次条において「運用指針」という。）で定める準半壊に至らない（一部損壊）とした場合は、被害状況が確認できる写真、資料等を前項の申請書に添えて提出しなければならない。

3 申請者は、前項の規定による申請をするときは、マイナンバーカード、運転免許証その他本人であることを示す書類を提示又は写しの提出をしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

4 第1項の規定に基づく申請書の提出期限は、災害発生の日の翌日から起算して3月以内とする。ただし、申請者が罹災届出証明書の交付を希望するとき又は市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

5 罹災証明書等の交付申請は、代理人によってすることができる。この場合において、代理人（同一世帯に属する者は除く。）は委任状を市長に提出しなければならない。

(調査)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請があり、被害の程度を調査する必要があると認めたときは、当該住家について、運用指針に基づき調査するものとする。ただし、住家の被害が相当数に及ぶ場合は、申請を待たずに調査を行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、罹災証明書の交付を受けようとする者が自己による判定により、住家の被害の程度を運用指針で定める準半壊に至らない（一部損壊）とし、かつ、前条第2項写真により、損害割合が準半壊に至らない（一部損壊）ことが推定できるときは、調査を省略することができる。

（罹災証明書等の交付）

第6条 市長は、第4条第1項の規定による申請があり、前条の規定による調査又は自己の判定の結果に基づく被害の程度を適当と認めたときは、罹災証明書の交付を受けようとする者に罹災証明書（第2号様式）を交付するものとする。

- 2 市長は、第4条の規定による申請があり、第3条第1項第2号に規定する届出内容を適当と認めたときは、罹災届出証明書（第3号様式）を交付するものとする。
- 3 市長は、代理人から委任状の提出があった場合には、代理人に罹災証明書等を交付することができる。ただし、代理人が罹災証明書等の交付を受けようとする者と同一世帯の場合は、委任状の提出を省略することができる。
- 4 市長は、第1項又は第2項の規定に基づき審査した結果、交付が適当でないと認めるときは、その理由を文書等により申請者へ通知しなければならない。

（再交付）

第7条 前条第1項又は第2項の規定により罹災証明書等の交付を受けた者が、同条第1項又は第2項の規定により交付した証明書について、再交付を受けようとするときは、証明書再交付申請書（第4号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定に基づく申請書の提出期間は、罹災証明書等を交付した日の属する年度の翌年度から起算して5年度以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。
- 3 第4条第4項の規定は、第1項の規定による罹災証明書の再交付について準用する。

（再調査）

第8条 第6条第1項の規定により罹災証明書の交付を受けた者が、当該罹災証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、当該罹災証明書の交付を受けた日の翌日から起算して3月以内に、市長に対し、再調査を申請することができる。

- 2 前項の申請は、罹災証明書の交付を受けた者が、市長に対し、当該罹災証明書を添えて、被害認定再調査申請書（第5号様式）を提出して行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により再調査の申請があり、申請理由が適当であると認めたときは、再調査を行い、新たに罹災証明書を交付するものとする。

（罹災証明書等の取消）

第9条 市長は、罹災証明書等の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段によりこれらの証明書の交付を受けたと認められたときは、罹災証明書等で証した事項を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により、証明事項を取り消された者は、直ちに罹災証明書等を市長に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に申請のある罹災証明書等の交付について適用し、同日前に申請のある罹災証明書等の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後の申請に係る罹災証明書等の交付について適用し、同日前の申請に係る罹災証明書等の交付については、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定に基づいて調整されている用紙類は、改正後の春日井市罹災証明書等交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

罹災証明書等交付申請書

受付
番号

(宛先)春日井市長

(以下、各欄へ記入のうえ、該当する□には✓をしてください)

年 月 日

① 窓口に 来られた方 (申請者)	住所 〒			
	電話番号() -			
	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日
証明書を必要とする方との関係		☐ 本人 ☐ 同一世帯 ☐ その他() ※「その他」の場合には、裏面の委任状への記入が必要です。		

□ 次のとおり罹災しましたので、罹災証明書等の交付を申請します。

□ 本申請書の内容及び市が保有する個人情報等を各種被災者支援の実施のために利用することに同意します。

② 証明書を 必要とする方	住所 〒					
	(法人の場合は所在地) 電話番号() -					
□①と同じ	ふりがな 氏名 (法人名)		生年月日	年	月	日
③ ②の方と罹災 物件との関係	☐ 居住者(世帯主) ☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 管理者 ☐ その他()					
④ 証明書を 必要とする方の 氏名・続柄・ 生年月日	☐ 世帯主のみ必要 (下欄への記入は不要です。) ☐ 世帯員の記載も必要 (罹災時の世帯員のみ追記できます。)					
	氏名	続柄	生年月日	氏名	続柄	生年月日
			年 月 日			年 月 日
※③が居住者(世帯主)の場合に記入			年 月 日			年 月 日
⑤ 罹災物件の 所在地又は 罹災場所	☐ ②の住所に同じ 春日井市					
⑥ 罹災物件	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 貸家 ☐ 空家 ☐ 店舗・事務所 ☐ 倉庫 ☐ 車 ☐ カーポート ☐ その他()					
⑦ 罹災原因	____年 ____月 ____日 ☐ 台風 ☐ 地震 ☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ その他()による					
⑧ 罹災状況	(例:大雨により1階の床上○○cmまで浸水した。)					
⑨ 交付必要数	通	⑩ 使用目的				
⑪ 自己判定方式	☐ 被害の程度を「準半壊に至らない(一部損壊)」と自己で判定したため、 写真判定による罹災証明書の交付を希望します。(裏面4参照)					
⑫ 添付書類	☐ 申請者の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・保険証等)の写し ※窓口で提示いただく場合は不要です。 ☐ 被害部位・状況がわかる遠景・近景の写真(床上浸水の場合は浸水深がわかるもの) ※罹災届出証明書又は自己判定方式を希望される方のみ必要です。 ☐ 自己判定方式を希望される方は、さらに建物の全景(周囲4面)を添付してください。 ※写真の撮影方法は、内閣府作成のチラシ「住まいが被害を受けたとき最初にすること」 を参照してください。 ☐ その他()					
	☐ 希望(□①と同じ □②と同じ □その他(以下に記入してください。)) その他の場合の送付先(〒 氏名)					
	☐ 窓口で受取					

※この証明書は、民事上の権利関係に効力を有するものではありません。

※添付書類としてご提出いただいた写真は、返却いたしませんので、予めご了承ください。

<裏面へ続く>

記入上の留意点

- 1 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示又はその写しを添付し、①の「申請者」欄に、住所・氏名・生年月日等を記入してください。
- 2 住家(※1)に被害を受けた場合は、内閣府の定める被害認定基準に基づき、屋根、壁、基礎等の部位別にその表面に現れた被害を調査して被害の程度(※2)を認定し、罹災証明書を交付します。
 ※1 住家とは、現に居住のために使用しているものをいい、居住世帯が交付対象者となります。
 ※2 被害の程度：全壊＞大規模半壊＞中規模半壊＞半壊＞準半壊＞準半壊に至らない(一部損壊)
- 3 被害のあった賃貸住宅の所有者(そこに居住していない場合)や、非住家(店舗、倉庫、車、カーポート、家具等)の被害のみの場合は、罹災証明書の交付対象外ですので、被害を受けた事実を届け出たことを証明する罹災届出証明書を交付します。
- 4 ⑪の「自己判定方式」欄には、自己で住家の被害の程度を損害割合10%未満(例：瓦が全体の半分破損した程度等)と判定し、写真による判定により「準半壊に至らない(一部損壊)」とする結果に合意できる方が☑をしてください。
 この場合は、提出いただいた写真により被害認定を行い、職員による現地調査は行いません。
 現地調査を省略するため、罹災証明書の迅速な交付が可能ですが、被害程度は「準半壊に至らない(一部損壊)」となり、「準半壊」以上の判定にはなりません。
 なお、ご提出いただいた写真だけでは、被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」と判断できない場合は、現地調査を実施し、その結果に基づいて判定を行うことがあります。

＜備考欄＞ 表面の申請書の記載欄に、補足する事項があれば記入してください。

委任状

年 月 日

(宛先) 春日井市長

(代理人) 住所： _____

氏名： _____

私は、上記の者を代理人と定め、罹災証明書等の ☐ 交付申請 ☐ 受領 に関する権限を委任します。

(委任者) 住所： _____

(法人所在地)

氏名： _____

(法人名、

代表者名)

《ここから下は記入しないでください》

本人確認	☐ マイナンバーカード ☐ 住基カード ☐ 運転免許証 ☐ パスポート ☐ 在留カード ☐ 特別永住者証明書 ☐ 療育手帳 ☐ 障害者手帳 ☐ その他()		
調査立会希望	☐ 無 ☐ 有(日時指定なし) ☐ 有(希望日時 月 日 :)		
個人識別番号		家屋識別番号	
交付書類	☐ 罹災証明書 ☐ 罹災届出証明書		

罹 災 証 明 書

年 月 日

世帯主住所					
世帯主氏名					
被災者区分： 世帯構成員：					
構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	
被災住家の所在地	
住家の被害の程度	
被災物件種別	

※住家とは、現実に住居（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

備考	
----	--

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

春日井市長

罹災届出証明書	
年 月 日	
住 所	
氏 名	
被災 状 況	災害の原因
	被災場所
	被災物件
特 記 事 項	

被災 程 度	被災内容
	その他
備考	

上記のとおり、被災の状況を受理したことを証明します。 年 月 日 春日井市長	
---	--

罹災証明書等再交付申請書

受付
番号

(宛先)春日井市長

(以下、各欄へ記入のうえ、該当する□には✓をしてください)

年 月 日

① 窓口に 来られた方 (申請者)	住所 〒			電話番号()	—
	ふりがな		生年月日	年	月 日
	氏名				
証明書を必要とする方との関係		☐ 本人 ☐ 同一世帯 ☐ その他() ※「その他」の場合には、裏面の委任状への記入が必要です。			

次のとおり申請しますので、☐ 罹災証明書 ☐ 罹災届出証明書 を再交付してください。

② 証明書の再交付を必要とする方	罹災物件との関係	☐ 居住者(世帯主) ☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ 管理者 ☐ その他()			
□①と同じ	住所 〒	電話番号()			
	(法人の場合は所在地) ふりがな 氏名(法人名)	生年月日 (法人の場合は不要)	年	月	日
③ 罹災証明書 罹災届出証明書	の交付番号	—	※③交付番号が分かる場合は、④～⑥の記入は不要です。		
④ 罹災物件の 所在地又は 罹災場所	☐ ②の住所と同じ 春日井市				
⑤ 罹災物件	☐ 持家 ☐ 借家 ☐ 貸家 ☐ 空家 ☐ 店舗・事務所 ☐ 倉庫 ☐ 車 ☐ カーポート ☐ その他()				
⑥ 罹災原因	年 月 日 ☐ 台風 ☐ 地震 ☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ その他()による				
⑦ 交付必要数	通	⑧ 使用目的			
⑨ 郵送での交付	☐ 希望(□①と同じ □②と同じ □その他(以下に記入してください。)) その他の場合の送付先(〒 氏名) ☐ 窓口で受取				
※この証明書は、民事上の権利関係に効力を有するものではありません。 ※添付書類としてご提出いただいた写真は、返却いたしませんので、予めご了承ください。					

委任状

年 月 日

(宛先)春日井市長

(代理人) 住所:

氏名:

私は、上記の者を代理人と定め、☐ 罹災証明書 ☐ 罹災届出証明書 の
☐ 再交付申請 ☐ 受領 に関する権限を委任します。

(委任者)

住所:

(法人所在地)

氏名:

(法人名、

代表者名)

《市記入欄》

交付書類

☐ 罹災証明書☐ 罹災届出証明書

本人確認書類

☐ マイナンバーカード☐ 住基カード ☐ 在留カード☐ 運転免許証 ☐ パスポート☐ 特別永住者証明書☐ 療育手帳 ☐ 障害者手帳☐ その他

被害認定再調査申請書

受付
番号

(宛先)春日井市長

(以下、各欄へ記入のうえ、該当する□には✓をしてください)

年 月 日

① 窓口に 来られた方 (申請者)	住所 〒			
	ふりがな 氏名		電話番号()	—
		生年月日	年 月 日	

次のとおり申請しますので、再調査してください。

② 罹災証明書の交付番号	—
③ 罹災物件の 所在地	☐ ①の住所に同じ 春日井市
④ 罹災原因	年 月 日 ☐ 台風 ☐ 地震 ☐ 暴風 ☐ 豪雨 ☐ その他()による
⑤ 再調査の 申請理由	
⑥ 添付書類	☐ 再調査を希望する罹災証明書 ☐ その他資料
⑦ 郵送での交付	☐ 希望(☐ ①と同じ ☐ その他(以下に記入してください。)) その他の場合の送付先(〒 氏名) ☐ 窓口で受取
⑧ 交付必要数	通
※調査の結果、被害の程度が変更されるときは限りません。また、被害の程度が軽くなる可能性もあります。 ※提出された資料等は、返却いたしませんので、予めご了承ください。	

 <<市記入欄>>

調査立会希望	☐ 無 ☐ 有(日時指定なし) ☐ 有(希望日時 月 日 :)		
個人識別番号		家屋識別番号	